

利用規約

冬の節電チャレンジ（以下、「本キャンペーン」といいます。）利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、株式会社エフエネ（以下、「当社」といいます。）が開催する本キャンペーンに関する取り扱いを定めたものです。また、国が行う電気利用効率化促進対策事業（以下、「国事業」といいます。）に基づく節電プログラム（以下、「国節電プログラム」といいます。）の取り扱いについては、別紙で定めるものとします。

1. 本キャンペーンについて

キャンペーン期間中、対象の電気料金プランにご加入中であるお客様は本キャンペーンに参加のお申し込みをいただき、本キャンペーン期間内において、節電チャレンジのお知らせメールを踏まえてお客様が前年と本年の同月の使用電力量等を比較して、3%以上節電した場合に一定金額を電気料金から割引いたします。

なお、本キャンペーンへの参加申込みをもって、国節電プログラムへの内容について同意し、プログラムへの参加お申し込みをしたものとします。

2. 本キャンペーンの期間

本キャンペーンは、2022年12月1日から2023年3月31日までとします。また、本キャンペーンの参加お申し込み期間は2022年11月1日から2023年1月31日までとします。特典付与時期は「7. 特典付与時期」で定めるものとします。

3. 定義

当社の電気需給約款「低圧」および特定小売供給約款に定義される用語は、本規約においても同様の意味で使用します。

4. 適用条件等

当社は、お客様が以下の全ての条件を満たした場合に、本キャンペーンを適用します。

なお、一部の条件を満たさない場合であっても、当社が必要と認めたときには、本キャンペーンを適用することがあります。

- (1) 本規約（別紙を含みます。）の全てに同意の上、本キャンペーンお申し込み期間内に参加フォーム、または電話等でお申し込みをいただき、当社がこれを承諾したこと。なお、お申し込みに対する承諾は、本キャンペーン期間中にお送りする節電チャレンジのお知らせメールをもって行うものとします。
- (2) 本キャンペーンの参加お申し込み時点から特典付与手続きの開始時点までの間、継続して当社のお客様であり、かつ対象の電気料金プランに係る当社との需給契約をし

ていること。

- (3) 本キャンペーンの参加お申し込み時点から特典付与手続きの開始時点までの間、継続して対象の電気料金プランが適用されているお客様であること。

< 対象の電気料金プラン >

FT でんき、エフエネでんき、エフエネプラス、エフエネホーム、エコパックプラス、エフエネ Light、TOP でんき、プロエネ、ALLIQ でんきプラス、TakeMe でんき、エフエネでんきバリュープラン、オフィスでんき 119、アジューバンてんぼ電気、アジューバンてんぼ電気バリュープラン、プロエネバリュープラン、ECOHi でんき、オフィスでんき 119、パンダでんきファミリープラン、パンダでんきスマートプラン、カルガモでんき、りてるでんき、エフエネでんき with Smart House

5. 本キャンペーン内容

月間型削減プログラム（前年同月比較型）（以下、「月間型プログラム」といいます。）

- (1) 本キャンペーンは、対象の電気料金プランに係る需給契約に基づく料金の算定期間（お客様が月間型プログラムに参加されている日の属する算定期間とします。）の末日が月間型プログラム実施期間である 2022 年 12 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日の間の各算定期間（以下、「対象月」といいます。）において、各対象月に係る計量期間等の全期間で対象の電気料金プランの使用実績があるお客様が 1 日あたり使用電力量の前年同月比削減率 3%以上を達成された場合、当社が別途定める月間型プログラムの対象の需要場所ごとに 2,000 円の割引を行います。

なお、対象月の前年同月において当社との需給契約がない場合、その他当社が必要と判断した場合は、当社が任意で設定する使用電力量に基づき対象月の前年同月の 1 日あたり使用電力量を設定します（別表の計算方式により算定します。）。

※1 月あたり使用電力量は、対象の電気料金プランに係る需給契約に基づく料金の算定期間中の使用電力量をいうものとします

※2 対象月の前年同月の 1 日あたりの使用電力量が 0kwh の場合、前年同月比削減率は 0%とします

- (2) 当社が対象月の前年同月比削減率を算出し達成可否を判定する期間中に当該対象月の請求がなされていない場合は、割引の対象外となります。また、請求金額の訂正を行った場合でも、前年同月比削減率の修正はしませんので、ご了承ください。
- (3) 当社が対象月の前年同月比削減率を算定し達成可否を判断する期間中にお客様が本キャンペーンへの参加を解除している場合は、すでに割引している料金を除き、

一切の割引対象外となります。

- (4) 対象月の途中でお客様が対象プランの変更等を申し込まれた場合、当該対象月については、割引の対象外となる場合があります。
- (5) 本キャンペーンの対象の電気料金プランに係る需給契約が複数ある場合、受給契約毎に参加の申込が必要となります。

6. 特典内容

月間型プログラムの特典内容

お客様が前年同月比削減率 3%以上を達成した対象月毎に 2,000 円を利用料金より割引いたします（最大で 3 回の割引となります。割引の繰越はできません）。
割引後料金が 0 円となった場合、割引残金額分は切り捨てとなります。

7. 特典付与時期

本キャンペーンの対象期間の利用料金に適用いたします。

8. 注意事項

- (1) 本キャンペーンは、参加お申込みの時点で当社との間で「4. 適用条件等」(3)に定める <対象の電気料金プラン>に係る需給契約が成立しているお客さまのみが対象となります。
- (2) 本キャンペーン期間中に、対象の電気料金プランに係る需給契約の廃止または解約がなされた場合、これらにより需給契約が消滅する日をもって本キャンペーンの適用を終了します。ただし、本キャンペーンに参加お申込み済みで引越し先や別需要場所等で対象の電気料金プランに係る需給契約が登録されている場合は、割引の対象となります。
- (3) 本キャンペーンの参加お申込み時点でメールアドレス登録が完了していない場合、登録メールアドレスを変更した場合、迷惑メール対策として本キャンペーン専用メールアドレスのドメイン「@fene.co.jp」を受信設定していない場合は、本キャンペーンに関するお知らせメールの配信が行われなかったことがあります。
- (4) 本キャンペーン期間中に用いる 30 分値の使用量および対象月の使用電力量は、一般送配電事業者から連携される 30 分電力量および対象月の使用電力量を用います。30 分電力量および対象月の使用電力量は後日訂正されることがございますが、原則、本キャンペーンでは遡っての訂正はいたしません。
- (5) 本キャンペーンへの参加、お問い合わせにかかる通信料はお客様の負担となります。
- (6) 本キャンペーン期間中または終了後に、同様または類似のキャンペーンを行う場合がございます。
- (7) 本キャンペーンは予告なく変更または終了する場合がございます。なお、本キャンペーンの変更内容の詳細は、当社のホームページにて周知いたします。

- (8) 当社は、本キャンペーンに関連して、当社の責めに帰すべき事由によりお客さまに生じた損害について、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限って賠償するものとします。
- (9) 熱中症等にご注意いただくなど、生活に支障をきたさない範囲で本キャンペーンにおける節電をお願いします。

以上

<別紙>

冬の節電チャレンジ 電気利用効率化促進対策事業に基づく節電プログラム

冬の節電チャレンジ 電気利用効率化促進対策事業に基づく節電プログラム（以下、「本追加規約」といいます。）は、株式会社エフエネ（以下、「当社」といいます。）が開催する国が行う「電気利用効率化促進対策事業」（以下、「国事業」といいます。）に基づく節電プログラム（以下、「国節電プログラム」といいます。）に関する取扱いを定めたものです。

1. 国節電プログラムの内容

本追加規約「4. 適用条件等」に定める全ての条件を満たし、節電への取り組みに継続的に参加いただけるお客様は、国節電プログラムに基づく割引を受けることができます。

2. 国節電プログラムの期間

国節電プログラムの期間は、2022年12月1日(木)から2023年3月31日(金)までとします。また、国節電プログラムへの参加お申込み期間は、2023年1月31日(火)までとします。

3. 定義

用語の定義は、「冬の節電チャレンジ」利用規約（以下、「本規約」といいます。）「3. 定義」を準用するものとします。

4. 適用条件等

当社は、本規約「4. 適用条件等」および以下の追加条件の全てを満たし、同意した上で参加お申込みをしていただいた場合に、本追加規約を適用します。ただし、本規約4(1)なお書については以下のとおりとします。

【追加条件】

- ・2022年12月1日から2023年3月31日の間、国節電プログラムに継続的に参加すること。
- ・お客様の登録された全ての需給契約に係る個人情報（需給契約名義、住所、電話番号、お客様番号、供給地点特定番号等）を、国事業の事務業務に必要な範囲で国事業の事務局へ提供すること。
- ・要件を満たさない特典取得や複数回の特典取得等、不正に特典を取得しないこと。また、不正に特典を取得した可能性がある場合と国事業の事務局が判断した場合に、当社からの参加状況等の確認依頼に速やかに応じること。
- ・不正に特典を取得したことが発覚した場合、当社からの特典相当額の返還要請を受けた場合に

速やかに返還に応じること。

【本規約4(1)なお書】

- ・なお、お申込みに対する承諾は、当社からのお知らせメールまたは割引の付与をもって行うものとします。

5. 特典付与の対象

当社に登録された対象の電気料金プランに係る需給契約の「需要場所ごと」に本追加規約「6. 特典内容」で定める特典を付与します。

ただし、この要件を満たさない場合でも、当社が特典付与の対象とすることが適当と認めるときには、特典を付与することがあります。

6. 特典内容

当社から、本規約「6. 特典内容」に定める割引とは別に、国節電プログラムとして電気料金より2,000円(※)を1回のみ割引します。

(※) 国節電プログラムに参加いただいたお客様に対して、国の節電プログラム促進事業より付与される1,000ポイントを1ポイント=1円と換算して1,000円分、別途当社から1,000円の割引を行い、合計2,000円分の割引となります。割引後料金が0円となった場合、割引残金額分は切り捨てとなります。

7. 特典付与時期

2023年2月にご請求する料金に特典付与いたします。

特典付与のお知らせについては、利用料金のご請求をもってかえさせていただきます。

なお、当社が特典の付与手続きを開始した時点で当社サービスを退会している場合、その他国事業の補助金交付対象外と判断された場合は、特典付与の対象外とさせていただきます。

8. 注意事項

注意事項は、本規約「8. 注意事項」を準用するものとし、その他事項については、本規約に定めるところによるものといたします。

以上

2022年11月1日 制定
2022年12月27日 改定
2023年1月6日 改定

<別表>

前年同月の使用量が存在しないお客様においては、当社が独自で定める季節指数を用いて、基準となる使用量を設定します。

その基準となる使用量から3%以上節電をされたお客様は、前年同月の使用量より3%削減された（達成）とみなします。

従量電灯	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
季節指数	1.019	0.846	0.889	1.032	1.415	1.337	1.119	0.933	0.768	0.701	0.895	1.059

動力低圧	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
季節指数	1.213	1.051	0.731	0.856	1.292	1.273	1.120	0.903	0.736	0.681	0.981	1.176

計算方式、ならびに1月を対象とした例を以下に記載します。

